

## 第 5 回 玉名市景観計画策定委員会

～一般地区の景観形成基準と景観推進地区・景観準備地区の検討～

目次

1. 景観推進地区と景観準備地区	2
2. 一般区域の景観形成基準	3
3. 景観推進地区又は景観準備地区の指定場所の検討	6

# 1. 景観推進地区と景観準備地区

- ❖ 景観計画区域を市全域として、全市で景観形成を進めますが、景観意識の度合い、景観に与える影響度（イメージアップ）、市民の関心度（注目度）に差があります。そのため、市全域で一斉に、一律に具体的な景観形成を進めていくことは効果的ではありません。
- ❖ まずは、市民の関心が高く、市全体の魅力が高まる効果が高い地区で重点的に景観づくりを行うことで、市の景観づくりの手本となるモデルをつくり、市民の景観に対する意識の醸成につなげることが重要です。
- ❖ そのため、積極的に景観誘導を行う「**景観推進地区**」の設定を検討します。また、景観推進地区と関わりが深い地区を「**連携地区**」として位置づけ、景観の意識付けを行います。
- ❖ 将来的に重点的な景観形成を図るべきと思われるが、地域住民の景観意識の熟度が低いなどの理由で重点地区と位置づけるまでに及ばない地区を「**景観準備地区**」として位置づけ、地区の景観意識の熟度に合わせた段階的な景観まちづくりの仕組みの導入を検討します。
- ❖ 上記以外の地区は、緩やかな規制である「**一般地区**」とします。
- ❖ 景観意識の醸成や機運の高まりによって、景観準備地区や景観推進地区にステップアップされる仕組みとします。

[段階的な地区区分の考え方]

## 「一般地区」でゆるやかな景観づくり

- ✓ 景観形成基準は定めるが、具体的な基準は設けず、景観形成の大きな方向性を定める。
- ✓ 市全域で共通した『ゆるやかな景観形成基準』を設定する。

## 「景観準備地区」で景観意識を高めながら景観づくり

- ✓ 地区独自の『景観形成の目標』『景観誘導方針』を設定する。
- ✓ 市全域に共通した『ゆるやかな景観形成基準』を設定する。

## 「景観推進地区」で集中的な景観づくり

- ✓ 地区独自の『景観形成の目標』『景観誘導方針』『景観形成基準』の設定により、積極的に景観形成を実践していく。
- ✓ 景観形成基準は、一般地区及び景観推進準備地区よりも**具体的かつ制限の強い『独自基準』**を設定する。
- ✓ 眺望では、**眺望範囲を示し、『景観形成の方針』**を定める。

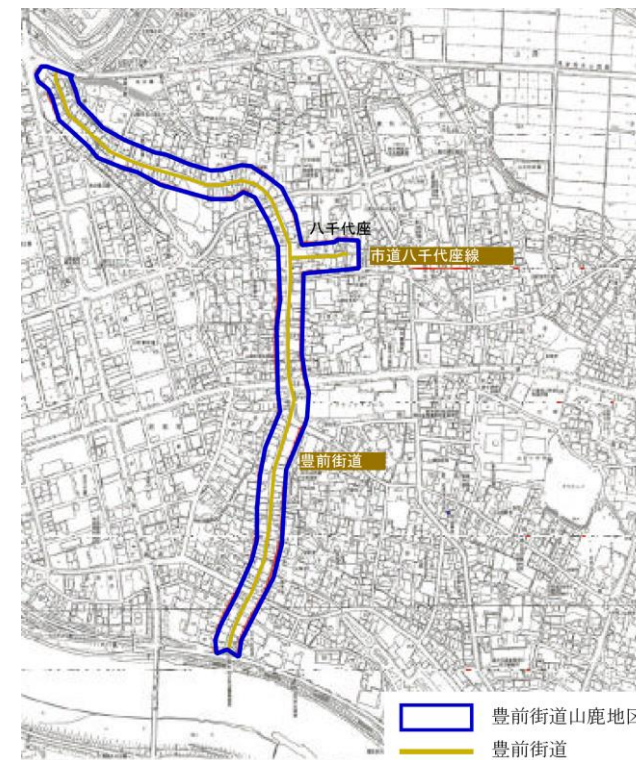
連携地区  
景観の意識付け

景観準備地区または景観推進地区として想定される地区

高瀬地区、新玉名駅周辺地区、山田日吉神社の参道地区、干拓施設周辺地区、オレンジロード、菊池川堤防のハゼ並木、玉名温泉街、天水みかん畑（赤仁田地区、下有所地区）、天水の眺望点など

景観意識の醸成や機運の高まりによって、次のステップに移行

[重点地区の設定イメージ（山鹿市景観計画の例）]



## 豊前街道山鹿地区

### 目的

これまでの取組みにより八千代座を核とした町並みに連続性が生まれつつあり多くの人に認知されようとしています。

よって、これからも引き続き商人町として栄えた時代の情緒を今に伝える都市空間として景観形成を図っていく必要があります。

そこで、沿道空間においては、江戸末期から昭和初期の建築様式の参照と山鹿の素材・技術の活用を積極的に誘導していくことにより、山鹿を代表する景観となるよう重点的に取り組んでいきます。

### 景観形成方針

建築物、工作物、広告物、自動販売機において、細かく景観形成方針を定めている。

### 届出行為の基準と景観形成基準

①届出対象行為（一例）		②景観形成基準（一例）		
景観法に基づき、市に届出が必要となる行為の基準を定める。		届出対象行為に対して、勧告や変更命令を行うための基準として景観形成基準を定める。		
対象行為	規模	項目	基準	
建築物 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去	延べ面積が10㎡超	建築物・工作物	位置	・隣接する建築物等の壁面にできる限りそるえる。
			意匠	・周囲の家屋と軒先をできる限りそるえる。 ・1階には周囲の建築物と近似した高さに庇を設ける。 ・屋根は勾配屋根とする。（市が洋風建築物として認めるものを除く）
工作物 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去	■柵、塀、擁壁等 高さが1.1m超又は面積が22㎡超 ■煙突、高架水槽等 高さが5m超 ■機械式立体駐車場 高さが5m超又は築造面積が10㎡超 など		規模	・建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが1.3mを超えないこと。（既存のマンション等を除く）
		その他	・室外機を設置する際にはできる限り通りから見えない位置とするか、若しくは木柵等で覆う。	
広告物 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く	■はり紙、はり札、立看板、のぼり等 90日を超えて継続して掲出、表示するもの	広告物	・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めるとともに、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。	
自動販売機	すべて	自販機	位置	・建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。
	などを定めている		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。
		などを定めている		

## 2. 一般区域の景観形成基準

### 1. 景観計画に定める事項（景観法第8条第2項）

景観計画に定める事項は、景観法第8条第2項に定められており、以下の項目は必須事項となっています。

[景観計画に定める必須事項]

必須事項	対応
①景観計画区域	第3回策定委員会で検討
②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	第3・4回策定委員会で検討
③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	当ページ
④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	次回の検討課題

③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項において、「届出対象行為」と「景観形成基準(勧告の基準)」を景観計画の中で定めます。

### 2. 届出対象行為(案)（景観法第16条第1項、熊本県景観条例7条第2項）

届出対象は、「必須届出対象行為」と「選択可能な届出対象行為」の2つがあります。

玉名市の状況を踏まえ、景観形成に効果があると考えられる以下の行為を届出対象行為(案)として整理します。

[届出対象行為(案)]

必須・選択	届出対象行為	玉名市での適用	考え方
必須	建築物の建築等	●	必須事項
	工作物の建設等	●	必須事項
	開発行為*	●	必須事項
選択	土地の区画形質の変更(上記の開発行為にあたらないもの)	●	土地の区画(道路等の新設、廃止、移動など)、形(盛土、切り土などによる形状)、質(農地や山林の宅地化)が変わることは景観に大きな影響を与える
	鉱物の掘採又は土石の採取	●	豊かな自然景観に与える影響が大きい
	木竹の伐採	●	豊かな自然景観に与える影響が大きい
	さんごの採取		玉名市にさんご資源はない
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	●	土砂や廃棄物等の堆積により、景観を乱すおそれがある。
	水面の埋立て又は干拓		今後、埋立てや干拓の予定はない
	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明		現段階では、夜間景観への規制を想定しない。
	火入れ(田畑の野焼き等)		火入れは想定していない。

※開発行為：主として建築物の建築または特定工作物(コンクリートプラント、ゴルフコース、テニスコート、墓園など)の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更

景観法のみでは全ての建築物、工作物、開発行為が届出対象となりますが、景観条例に適用除外とする行為を定めることができ、届出対象を独自に設定できます。玉名市では、熊本県の景観計画等の内容を参考に、緩やかな基準として、以下のように案を整理しています。

[一般区域の届出対象行為の基準(案)]

行為の種類		規模		根拠
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが13mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの		熊本県景観計画
工作物の建設等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物1	高さが2mを超えるもの	市独自
		工作物2	高さが13m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m)を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く	熊本県景観計画
		工作物3	菊池川及び繁根木川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て	市独自
土地の区画形質の変更	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更(開発行為*)。土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。 ※都市計画法第4条第12項	面積3,000㎡、又は高さ5mかつ長さ10mを超えるもの		熊本県景観計画
鉱物の掘採又は土石の採取		面積3,000㎡、又は高さ5mかつ長さ10mを超えるもの		熊本県景観計画
木竹の伐採		伐採面積が3,000㎡を超えるもの(森林保護のための行為(間伐等)は除く)		市独自
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さが2mを超え、かつ面積が500㎡を超え、かつ集積等の期間が90日を超えるもの		[参考]宇城市山都町

工作物1	さく、塀
工作物2	建築基準法に規定する準用工作物(建築基準法第88条、同法施行令第138条)例：煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設(コースターなど)等
工作物3	橋梁(菊池川及び繁根木川に架かるもののみ)



### 3. 景観形成基準(案) (景観法第16条第3項、熊本県景観計画)

景観形成基準では、景色の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある建築行為などの制限や誘導を図るものです。

届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと警告の対象になります。

景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。このうち、赤字は、本市の状況を勘案して追加した項目です。

#### (1)一般区域の景観形成基準(案)・・・特定施設届出地区の対象は除く

行為		事項	基準	
建築物の建築等	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。ただし、質の高い街並みを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。	
		意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周囲の景観との調和に配慮する。	
	外観	色彩	●周辺景観との調和に配慮し、 <b>彩度の高い色彩は使用しないこと。</b>	
		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用すること。	
	敷地の緑化		●敷地内は極力緑化に努めること。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。	
工作物の建設等	工作物1 (さく、塀)	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。ただし、質の高い街並みを形成するため、周囲のさく、塀の位置との調和に配慮する。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、 <b>彩度の高い色彩は使用しないこと。</b>
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用すること。
	緑化		●さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。	
	工作物2 (準用工作物)	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。	
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ●みかん畑・集落景観ゾーンで見られる石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り石垣とする。
			色彩	●周辺景観との調和に配慮し、 <b>彩度の高い色彩は使用しないこと。</b>

行為		事項	基準
工作物の建設等	工作物3 (橋梁)	外観	意匠 ●橋梁の位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。
		色彩	●河川や護岸と調和した色彩とする。
土地の区画形質の変更		土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努めること。
		法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努めること。 ●みかん畑・集落景観ゾーンで見られる石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り石垣とする。
鉱物の掘採又は土石の採取		遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮すること。
		法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。
木竹の伐採			●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮すること。

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設でないものについては、こちらの基準が適用されます。

## (2)特定施設届出地区

特定施設届出地区は、熊本県が景観計画にて定めており、幹線道路沿線の民間施設について、景観誘導を図るために指定を行うもので、以下の施設が対象となります。

本市においても、以下の路線で指定されており、景観形成を図る上で、この景観誘導は効果があると考え、景観計画では、県の基準を準用します。

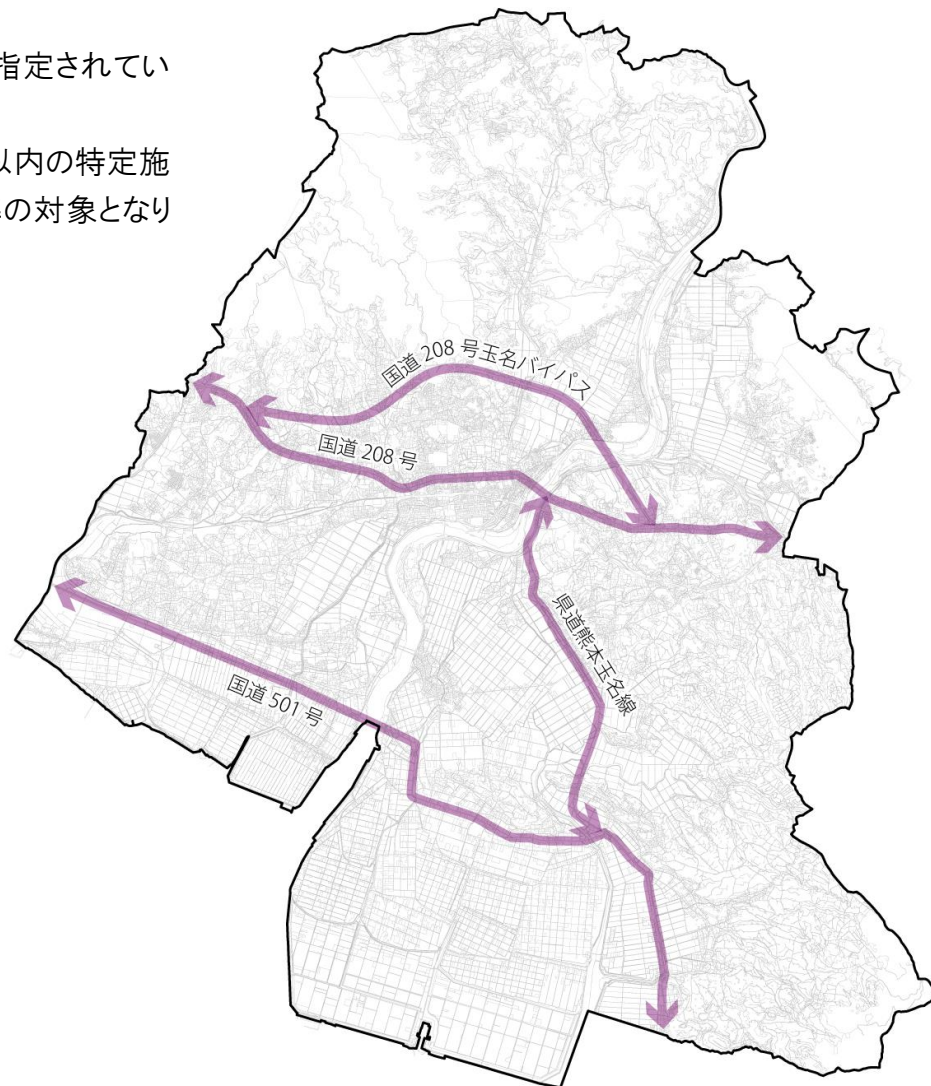
### ■特定施設一覧

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット、専門店 等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ、貸自動車業 等
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等
広告塔、広告板	看板 等

### ■指定路線

玉名市では、図のように、4路線指定されています。

指定路線の路端から両側 20m以内の特定施設が、届出対象及び景観形成基準の対象となります。



### ■届出対象行為

ア 法第16条第1項の規定に基づく届出対象行為

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしようとする行為。

イ 熊本県景観条例第7条第2項の規定に基づく届出対象行為…景観行政団体となった際には玉名市景観条例となる

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去。

### ■景観形成基準

行為	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。</li> <li>隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。</li> <li>交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。</li> <li>広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。</li> <li>さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> </ul>
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。</li> <li>外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。</li> <li>電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。</li> <li>広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。</li> <li>色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。</li> </ul>
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。</li> <li>駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。</li> <li>建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。</li> <li>広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。</li> <li>スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。</li> <li>敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。</li> <li>のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。</li> <li>道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。</li> </ul>

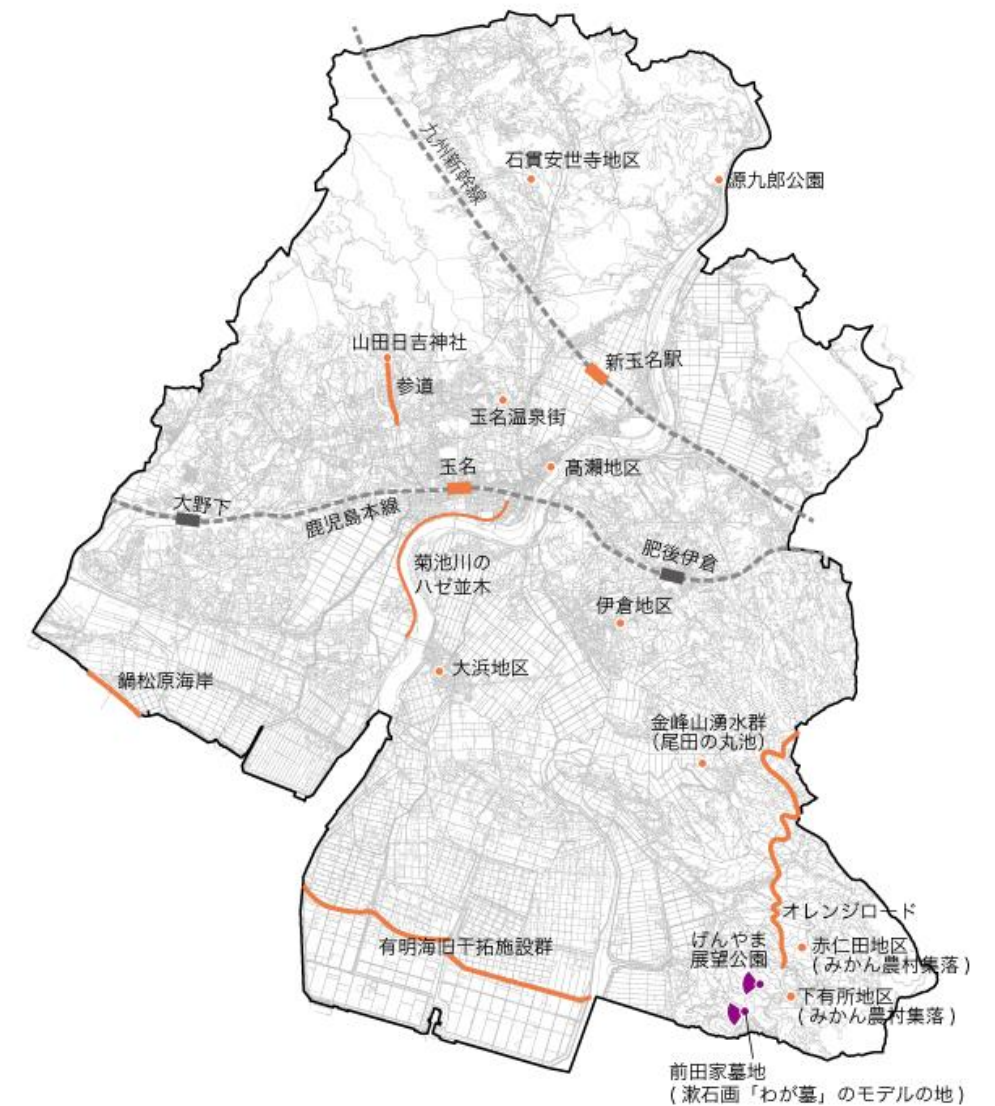


### 3. 景観推進地区又は景観準備地区の指定場所の検討

#### (1) 景観推進地区又は景観準備地区の指定候補の検討

景観形成方針のゾーン	景観推進地区 または 景観準備地区の候補	検討の視点						地区区分	『景観形成基準』の位置づけ	景観重要樹木の指定による 景観保全(検討中)		
		景観保全・景観形成の必要性が高いか。または失われる危険性があるか	知名度があり、多くの人に印象(インパクト)を与えるか	建築行為等が行われやすい(その可能性がある)エリアであるか	景観に関する取組が行われており、景観形成への意識が高いと考えられるか	景観に関連する支援を行政が行ってきたか	建築物・工物・開発行為を重点的に規制する必要があるか				保全・形成の必要性	影響力
育まれた暮らし 山の恵みとともに	山林・集落 景観ゾーン	石貫安世寺地区	◎	◎ 横穴がある	農用地区域による農地保全	◎ 横穴の保存活動		◎	推進	独自基準		
	みかん畑・集落 景観ゾーン	みかん農村集落周辺 (赤仁田、下有所、その周辺) オレンジロード (広域農道)	○					△	一般	一般		
菊池川とともに発展した暮らし	菊池川流域 景観ゾーン	菊池川堤防のハゼ並木	◎	○ 時期限定		◎ 休止中	○ 登録記念物		一般	一般	◎	
		高瀬・永徳寺地区(仮)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		大浜地区	○		◎	◎	○	△	準備	一般		
	市街地 景観ゾーン	伊倉地区	○		◎	◎	○	△	準備	一般		
		玉名温泉街	◎	◎	◎	◎	○	△	準備	一般		
		新玉名駅周辺地区 玉名駅前	◎ △	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ ◎	◎ △	◎ △	◎ 一般	◎ 一般	◎ ◎
	田園 景観ゾーン	山田日吉神社の参道	◎	◎ 山田の藤	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		尾田の丸池		△						一般	一般	
	干拓 景観ゾーン	横島干拓地区	◎	○		○ 除草活動	○ 干拓施設	△	準備	一般		
		岱明干拓地区					○ 干拓地		一般	一般		
魅せる場所 景観をつなぎ	幹線道路 景観ゾーン							一般	一般(特定)			
	眺望点	天水地区 (げんやま展望公園等)		◎ 壮大				△	◎	◎	◎	
		鍋松原海岸				○ 清掃活動		△	一般	◎	◎	
		源九郎公園	△		◎	公園整備	△	◎	◎	◎		









◎:当てはまる。○:一部当てはまる、△:あまり当てはまらない







※『景観形成基準』の位置づけの『独自基準』には、一般地区よりも強い基準を定めることとなる。

## (2) 地区の選定(案)

前回の第4回玉名市景観計画策定委員会および庁内部会の検討、前ページの整理を踏まえ、景観推進地区の場所の案を以下に整理します。

地区名	指定の意義・効果・課題等	重要性	地区区分	地区名	指定の意義・効果・課題等	重要性	地区区分
<b>高瀬地区</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 玉名市の発展の中心となっていた高瀬地区には、歴史的な建物が立地しており、味わい深い雰囲気が残されている。</li> <li>○ 建築物等の修景等の取組が行われており、景観への意識が高い地区と言える。</li> <li>○ 高瀬裏川では、石垣や石造りの橋が残されており、シヨウブの花と相まって、独特の景観がみられる。本市の観光スポットとなっている。</li> <li>○ 知名度が高く、観光客も訪れることから、人に与えるインパクトは強い。景観形成のモデルとなる。</li> </ul>	<p>観光等で人が集まる場所であり、知名度もあることから、市民への関心は高い。さらに、修景への取組が行われているため、景観への意識が高い。</p>	推進	<b>石貫安世寺地区</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 石貫穴観音横穴があり、周辺住民の手により守られている。</li> <li>○ 瓦屋根の伝統的な住宅が建ち並び、独特な景観を形成している。</li> <li>○ 石貫穴観音横穴という本市でも重要な資源があると同時に、高台から見える建築物と農地が調和した集落らしい景観が残されている。</li> </ul>	<p>高齢化が進んでいることに加え、将来、建物の建て替え等により、現在の景観が失われる可能性がある。</p>	推進
<b>新玉名駅周辺地区</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、新しく形成される地区であり、県北の玄関口としての役割を持っている。</li> <li>○ 現在2つの店舗が出店しているが、どちらも、景観に配慮した建築物となっている。しかし、特に規制がないため、今後出店する建築物が景観に配慮したものとなる保障はない。</li> <li>○ 駅周辺は、美しい田園景観となっており、この景観を乱さない景観誘導が求められる。そのため、事前に手を打っておく必要がある(一般地区よりもある程度強い基準の設定)。</li> <li>○ ただし、過度に強力な規制をかけると、店舗等が進出しづらくなる可能性があることから、地区の特長を捉えつつも、規制誘導のバランスがとれた基準が必要となる。</li> </ul>	<p>新しい市街地であり、新幹線の玄関口であることから、市民への注目度は高い。今後の民間進出にそなえ、いまから景観を誘導することが大事。</p>	推進	<b>天水地区(眺望)</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 天水地区からの眺望は、玉名平野、干拓施設、有明海を眼下に、遠景に雲仙普賢岳を望む壮大な景観を見ることができる眺望点がある。</li> <li>○ また、夏目漱石が書いた「わが墓」のモデルとなった眺望点もあり、こうした場所からの景観は保全していくことが大事である。</li> <li>○ 美しく壮大な景観を見せる眺望点は、見る人を感動させ、玉名市に愛着を持ってもらうきっかけとなり得る。そのため、いつまでも良好な景観を見ることができる眺望点として整備・維持していくことが重要である。</li> <li>○ 市民や来訪者に本市の景観の良さをPRする場所としては、最も良いロケーションである。</li> </ul>	<p>玉名市の良さを知ってもらうには、最も重要な場所。また、夏目漱石とのつながりも感じられる場所でもある。</p>	推進
<b>山田日吉神社参道地区</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山田日吉神社の境内には、県指定の天然記念物「山田の藤」があり、開花の時期には、多くの人が集まる。</li> <li>○ 山田日吉神社に向かう参道の集落には、十二坊が残されており、祭礼も行われている。</li> <li>○ 参道の沿道では、生け垣が植えられており、市の生け垣助成の制度もある。</li> <li>○ 多くの人が集まる山田日吉神社の参道にて、良好な景観形成を図ることは、多くの人にインパクトを与え、愛着を深めることができる。</li> </ul>	<p>シヨウブの時期には、多くの人を集める山田日吉神社であり、参道と一体となった景観をPRするには、効果が高いと考えられる場所。また、ある程度沿道の生け垣景観が整備され、市でも生け垣助成により景観形成に力を入れてきた地区であるため、その成果を活かして効果を高めることができる。</p>	推進	<b>源九郎公園</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 菊池川と白石堰、きれいに整備された護岸、山並みが見える公園。</li> <li>○ 菊池川の流れをゆっくりと見ることができるロケーションとなっている。</li> <li>○ 住民による、積極的なまちづくり活動が行われている。</li> </ul>	<p>菊池川の流れや音が聞こえ、その雄大さを感じる事ができる場所である。</p>	推進



地区名	指定の意義・効果・課題等	重要性	地区区分
<p><b>玉名温泉街</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1300余年の歴史を持つ玉名温泉。</li> <li>○ 足湯や石畳など温泉街としての雰囲気が見られる場所があるが、全体として、雰囲気作りを充実させていくことが必要。</li> <li>○ 建築物として景観形成を進めていくよりも、景観に悪影響を与えているものを取り除き、小物や看板等のしつらえを整えていくことが効果的と考えられる。</li> </ul>	<p>一部、石畳や竹灯笼等によるしつらえが整えられているが、さらに、温泉街としての雰囲気作りが大事。 具体的な景観形成基準ではなく、景観まちづくりとして進めて行く方が効果があると考えられる。</p>	<b>準備</b>
<p><b>大浜・伊倉地区</b></p>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 菊池川の恩恵を受けて発展してきた歴史があり、高瀬地区との関わりが強い地区である。</li> <li>○ 特徴となる景観資源が少なく、残っている資源の保存・活用、新たな資源の掘り起こしが必要。</li> </ul>	<p>一部に歴史的な建物や歴史があるものの、景観資源を掘り起こすことからはじめ、景観を育て、意識・機運を高めていくことが大事。 景観まちづくりとして進めて行く方が効果があると考えられる。</p>	<b>準備</b>
<p><b>横島干拓地</b></p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横島は「海から生まれた町」として特異な地域である。</li> <li>○ 干拓の歴史を物語る旧玉名干拓施設が残されており、周辺の農地と相まって、文化的な景観を形成している。</li> </ul>	<p>全国でもめずらしい干拓施設の景観となっており、玉名市の歴史を表し、景観の大きな特徴となっている。</p>	<b>準備</b>